

生ごみ処理機購入費助成制度

生ごみ減量・資源化推進のため、市では生ごみ処理機の購入費の一部を助成しています。

対 象

- 購入時、申請時において鎌倉市にお住まいの方（鎌倉市に住民登録されている方、世帯単位）
- ご家庭で使用される方（会社・店舗など事業者の方は対象外）
- 過去5年以内に申請をされていない方（「購入日から5年」を経過すると再び助成を受けられます）
- 鎌倉市の市税を滞納していない方
- 暴力団員等でない方
- 生ごみ処理機の使用状況調査に協力してくださる方

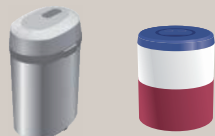
生ごみ処理機の種類と助成額

電動型

購入費の75%助成
(1台まで) (助成額の上限3万円)

● 屋内：乾燥型

- ・ 生ごみを熱風で乾燥処理し、約1/7に減らします。(処理後は燃やすごみとして処分できます)。
- ・ 処理時間は約2時間です。



価格：約2～10万円
(自己負担額：約5千～7万円)

● 屋外：バイオ型

- ・ 微生物の力で生ごみを水と二酸化炭素に分解します。
- ・ 定期的にバイオ材の補充が必要です。



価格：約9～13万円
(自己負担額：約6万～10万円)

非電動型

購入費の90%助成
(2台まで) (助成額の上限3万円)

● 屋外：軒先設置型、コンポスト型、消滅型

- ・ 土の中の微生物により生ごみを堆肥化または消滅させます。
- ・ 約3カ月～半年で堆肥化します。



価格：約3千円～4万円
(自己負担額：約300円～1万円)

● 屋内：バケツ型

- ・ 発酵資材をかけてバケツ内で生ごみを発酵、堆肥化します。
- ・ 二週間前後で発酵し堆肥化します。



価格：約2千円～2万円
(自己負担額：約200円～2千円)

申請方法

1. 申請書を準備しましょう
申請書は①または②の方法でご準備いただけます。

- ① 市役所ごみ減量対策課
または各支所窓口
- ② 鎌倉市ホームページ

詳しくはごみ減量対策課
(61-3396)まで

2. 領収書を準備しましょう
商品購入の際、領収書をもらいます。

【領収書必須内容】

- ① 申請者氏名
- ② 金額(消費税・送料含む)
- ③ 商品名(メーカー名・型番含む)
- ④ 販売店名 ⑤ 販売店印

※レシートでは申請できません。
※②の金額には設置費用・保証費用、
代引き手数料などは含まれません。

3. 申請書と領収書をご提出ください。
申請書に必要事項を記入・押印して、領収書原本を添えて、市役所ごみ減量対策課または各支所窓口へ提出してください。(郵送可)

※申請書や領収書の記載内容に不備がある場合は、再提出をお願いすることがあります。

※購入日から6カ月以内に申請してください。6カ月を超えたものは助成できません。

お知らせ②

声かけふれあい収集

「声かけふれあい収集」とは、クリーンステーションまで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う制度です。



対象となる方は？

高齢者・障害者のみの世帯で次のいずれかに該当し、ボランティアや近隣の方などの協力によるごみの排出が困難な世帯が対象となります。

- ①介護保険の居宅サービスを日常的に利用している高齢者のみで構成されている世帯
- ②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯
- ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けており、居宅介護を日常的に利用している障害者のみで構成されている世帯
- ④上記①～③に規定する高齢者及び障害者で構成されている世帯
- ⑤上記①～④に規定する世帯と同等の状態であると市長が認めた世帯

申込み、お問合せ窓口 今泉クリーンセンター(44-5344)

カラス対策ネットの貸出し

カラスによる被害を防止するため、市ではごみ散乱防止ネットを無料貸出しています。また、使用中のネットの老朽化・破損による交換も対応します。

詳しくは今泉クリーンセンター(44-5344)にお問合せください。

※独自購入で組立式ネットボックス設置をお考えの場合、事前に今泉クリーンセンターにご相談ください。

シート型ネット

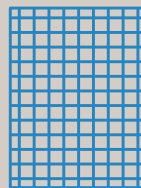
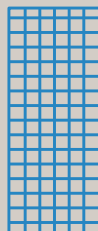
ごみにかぶせるネットです。
大きさや色を選択できます。

大きさ：①2×3m ②2×5m ③3×4m

色：①黄色 ②青色



2×3m 2×5m 3×4m



使用イメージ



雨、風、雪の日の収集について

雨、風、雪の日でも収集します。(※布類除く)

ただし、洪水や大雪などで収集車が通行不能になった場合、資源物とごみの収集を中止させていただくことがあります。

(※布類は濡れると資源化できないため、雨や雪の日は出さないでください。)

お知らせ③

犬、猫、鳥など動物の死骸について

ペットの場合

ペットの死骸を廃棄希望の場合、今泉クリーンセンター(44-5344)にご連絡ください。
1体1,000円で引取りいたします。(専用焼却炉ではありませんので、遺骨は返却できません)

路上等に動物の死骸がある場合

月～金曜日(祝日含む)8:15～17:00は、今泉クリーンセンター(44-5344)にご連絡ください。
土・日曜日、年末年始の連絡先はホームページをご覧ください。
なお、海岸で発見した場合、公益財団法人かながわ海岸美化財団(0467-87-5379)にご連絡ください。

不法投棄について

廃棄物の不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(個人)に処せられる犯罪行為です。ごみ出しのルールを守りましょう。

また、私有地や私道上に不法投棄された場合、所有者または管理者が不法投棄物を処理することになります。不法投棄をされないよう、所有地の様子を定期的に確認し草刈りする、フェンスや囲いなどを設置し容易に侵入できないようにするなど、管理にご注意ください。

不法投棄の現場を発見したら、最寄りの警察署(鎌倉警察署23-0110、大船警察署:46-0110)、または環境保全課(61-3443)まで通報してください。



廃品回収業者にご注意ください

「家庭で不用になった家電製品や粗大ごみを回収します」と、トラックでアナウンスしている業者に、収集を依頼し、高額な請求をされる事例が全国的に発生しています。

家庭から出る一般廃棄物の収集・運搬は、鎌倉市から許可を受けた「一般廃棄物収集運搬業許可業者」しかできません。
無許可の廃品回収業者に回収を依頼すると、トラブルや不法投棄の原因になる可能性もありますので、ご注意ください。

廃品回収業者とトラブルになった場合には、消費者生活センター(24-0077)にご連絡ください。

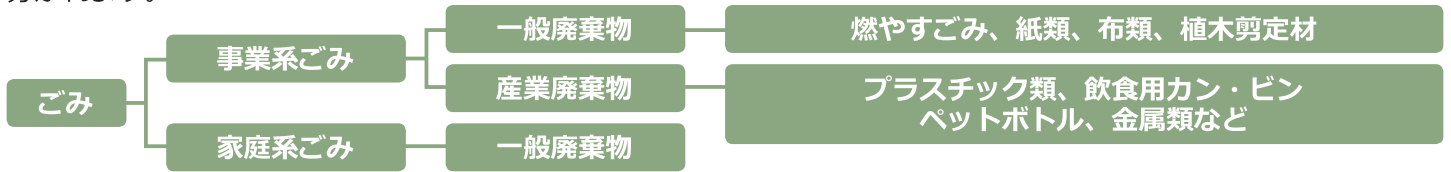
ごみの出し方でご不明な点がございましたら、ごみ減量対策課(61-3396)までご連絡ください。

何でも回収
しまーす!



事業系ごみ

事業系ごみは事業活動に伴って発生する廃棄物のことです。なお事業系ごみは「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに分かれます。




※事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけではなく、病院、学校、官公署、社会福祉施設などが行う公共サービス等も含まれます。

！クリーンステーションには排出できません！

廃棄物の処理は事業者による責任があります。排出事業者が事業者責任に基づき適正に処理しなければなりません。事業活動に伴って排出されるごみはクリーンステーションには出せません。また、住居と店舗を併用している場合は、店舗におけるごみは排出できません。鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約するか、自らで処理施設に持込んでください。



ごみの処理方法

ごみの種類	処理方法	処理施設等	
一般廃棄物	燃やすごみ	①一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約 お問い合わせ：鎌倉市役所 環境部ごみ減量対策課笛田分室 TEL：84-8706(直通) ホームページ https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/ <input type="button" value="一般廃棄物収集運搬"/> <input type="button" value="検索"/>	市内クリーンセンター (今泉・名越共通) TEL 44-5344
	紙類		古紙再生施設(民間)
	布類		古布再生施設(民間)
	植木剪定材		②自社で処理施設などに持込む 
産業廃棄物	プラスチック類	①産業廃棄物収集運搬業許可業者と契約 お問い合わせ：神奈川県産業資源循環協会 TEL：045-681-2989 ホームページ http://www.p-rck.or.jp/ ②自社で処理施設などに持込む	産業廃棄物処理施設など(民間)
	飲食用カン・ビン・ペットボトル		
	金属類		
	その他		

お店や事業所でごみを減らしましょう



分別しましょう。

大切なのは分別です。排出段階で分別を徹底すれば、多くのものがリサイクル可能な「資源」になります。



水切りしましょう。

生ごみの80%は水分。水を切ったごみの量を減らしましょう。



工夫しましょう。

ごみの量を定期的に把握し、配送、仕入、販売、保管の工夫、調理やメニューを工夫しましょう。

※事業系ごみの分け方・出し方のパンフレットは市役所で配布しています。また市のホームページからダウンロードできます。

市では、食品ロスを削減する取組みとして「鎌倉市食品ロス削減協力店」制度を実施しています。食品ロス削減に取り組むお店を協力店として登録し、お店の工夫とこだわりを市ホームページで紹介しています。登録の応募をお待ちしています。

